

個人が行う住宅の液状化対策工事への助成について

香取市建設水道部都市整備課

市では、再度の液状化被害を抑制するため、東日本大震災の液状化現象により、一部損壊以上の被害を受けた住宅の敷地において、個人が行う住宅の液状化対策工事費用の一部を助成します。

【助成の要件】

本助成を受けるためには、以下の要件を全て満たしていることが必要となります。

■助成対象者

- 東日本大震災の液状化現象により、一部損壊以上の被害を受けた住宅の所有者またはその親族の方
- 液状化対策工事を施工し新築する住宅の建築主、または、液状化対策工事を施工する既存住宅の所有者またはその親族の方（複数の場合は代表者）
- 市税を完納している方

■対象工事

- 建築士の設計に基づいて住宅の基礎より下部に工事施行者が行う液状化対策に係る工事

■施工する住宅

- 液状化対策工事を施工する住宅の所在は、東日本大震災の液状化現象により一部損壊以上の被害を受けた住宅の敷地であること
- 液状化対策工事を施工する住宅は、賃貸借を目的としない一戸建て専用住宅または併用住宅（居住部分の床面積が全体の1/2以上に限る）であること
- 液状化対策工事を施工する住宅を新たに建築する場合は、延べ床面積が50㎡以上（併用住宅の場合は居住部分が50㎡以上）であること

■申請の時期

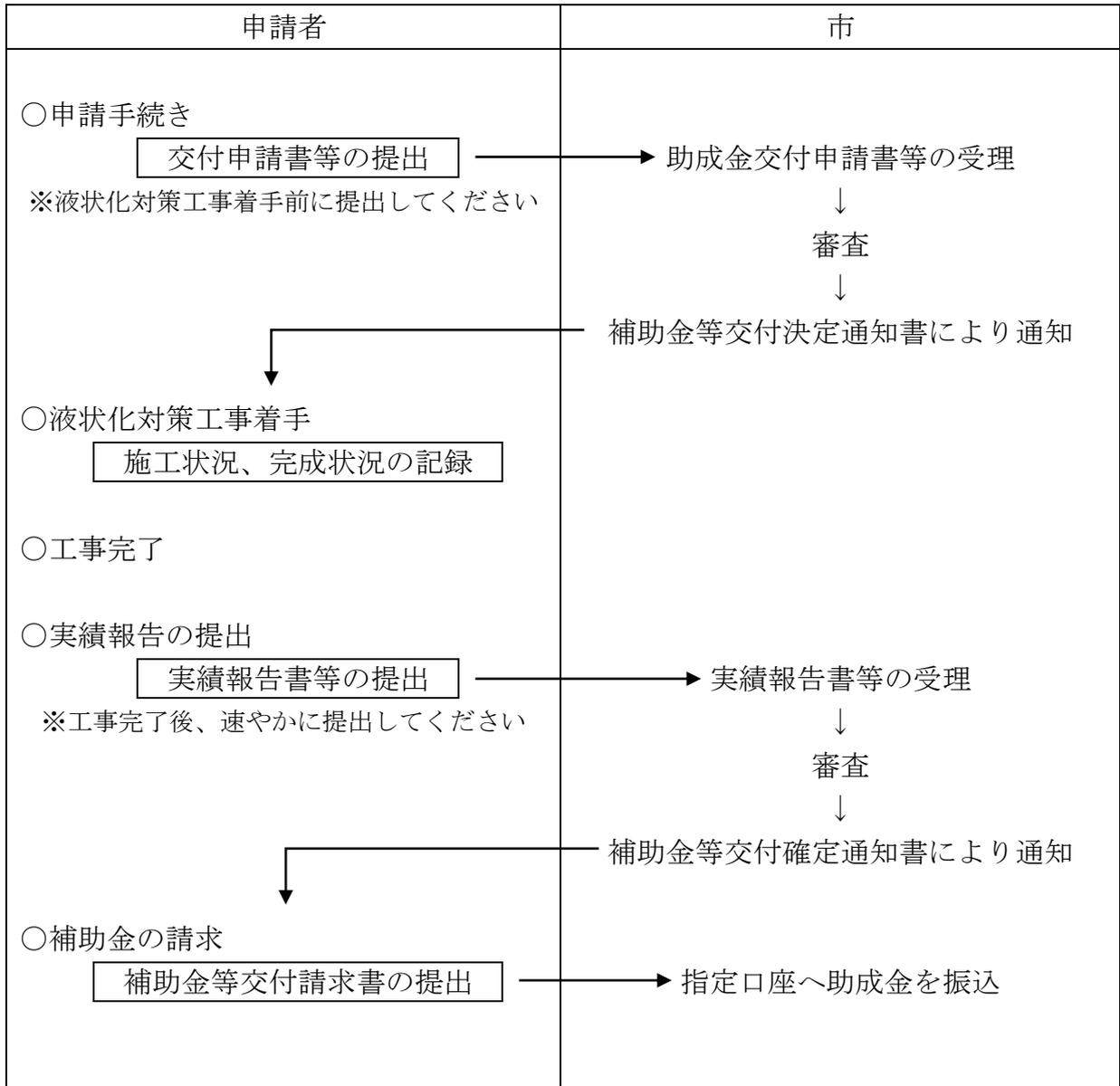
- 液状化対策工事の着工前である

※ 国の被災者生活再建支援制度支援金又は千葉県液状化等被害住宅再建支援事業住宅地盤復旧支援金の交付対象となる場合は、そちらを申請してください。

【助成金額】

助成要件に該当する液状化対策工事費用の2分の1以内で50万円を限度とします。（1,000円未満切り捨て）

【助成金申請手続きの流れ】



※ 交付決定日の属する年度内に液状化対策工事を完了し実績報告書を提出してください。

【申請書類】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 東日本大震災により液状化被害を受けた住宅の敷地であったことの申告書
- ③ 液状化対策工事を実施する住宅及び液状化対策工事の概要
- ④ 罹災証明書の写し
- ⑤ 新築住宅の場合－確認済証の写し
- ⑥ 既存住宅の場合－所有者が分かる登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- ⑦ 液状化対策工事に係る見積書の写し（液状化対策工事の内容及びその費用が分かるもの）
- ⑧ 市税納税証明書（未納のないことの証明書）
- ⑨ 液状化対策工法に係る技術資料またはパンフレット
- ⑩ 液状化対策工事の施工図

【実績報告書類】

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 液状化対策工事に係る契約書の写し（液状化対策工事の費用が分かるもの）
- ③ 液状化対策工事に係る領収書の写し（金融機関の口座振替により支払をした場合にあっては、その振込通知書）
- ④ 液状化対策工事に係る施工写真及び完成写真

【請求書類】

- ① 補助事業等交付請求書

【提出先・問合せ】

香取市役所 3階 都市整備課

所在 香取市佐原口2127

電話 0478-50-1214